

○経済産業省告示第二十号

平成二十九年経済産業省告示第十九号（ソフトウェア製品等の脆弱性関連情報に関する取扱規程）第一三（九）に規定する受付機関及び同規程第一三（十一）に規定する調整機関を、次のように定める。なお、平成二十一年経済産業省告示第二百二十三号は、廃止する。

平成二十九年二月八日

経済産業大臣 世耕 弘成

一、受付機関（平成二十九年経済産業省告示第十九号第一三（九）に規定する経済産業大臣の定める機関）

1. 名称 独立行政法人情報処理推進機構

2. 主たる所在地 東京都文京区本駒込二丁目二十八番八号

二、調整機関（平成二十九年経済産業省告示第十九号第一三（十一）に規定する経済産業大臣の定める機

関）

1. 名称 一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター

2. 主たる所在地 東京都千代田区神田錦町三丁目十七番地